



# 三重県公報

令和3年8月31日 (火)

第 239 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
555	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康推進課)	2
556	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
557	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	(建築開発課)	3
<b>選 管 告 示</b>			
55	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	4
<b>公 告</b>			
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	5
	特定開発行為に係る対策工事等の完了	(防災砂防課)	5
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(教育委員会)	5

**告 示**

**三重県告示第 555 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 3 年 8 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬局	キョーワ薬局 いなべ店	いなべ市北勢町阿下喜 1007 番地	令和 3 年 8 月 1 日
薬局	キョーワ薬局 生桑店	四日市市生桑町 1642 番 97	令和 3 年 8 月 1 日
薬局	キョーワ薬局 西浦店	四日市市西浦 1 丁目 2 番地 7-2	令和 3 年 8 月 1 日
薬局	キョーワ薬局 四日市店	四日市市久保田 1 丁目 3 番地 11 号	令和 3 年 8 月 1 日
薬局	キョーワ薬局 四日市西店	四日市市高角町 696 番地 1 号	令和 3 年 8 月 1 日
薬局	くすの木調剤薬局	四日市市鶴の森 1 丁目 9-2	令和 3 年 8 月 1 日
薬局	キョーワ薬局 菰野店	三重郡菰野町潤田字春日 2105 番地 1 号	令和 3 年 8 月 1 日
薬局	けやき薬局	三重郡菰野町大字潤田 1197 番 1	令和 3 年 8 月 1 日
薬局	ウエルシア薬局 鈴鹿下箕田店	鈴鹿市下箕田四丁目 23 番 22 号	令和 3 年 8 月 1 日
薬局	ホリ薬局	鈴鹿市中江島町 20-15	令和 3 年 8 月 1 日
薬局	とよはら薬局	松阪市豊原町 295-18	令和 3 年 8 月 1 日
訪問看護	訪問看護リハビリステーション さんふらわあず	多気郡明和町大字明星字大塚 591-2	令和 3 年 8 月 1 日

**三重県告示第 556 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 8 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
クスリのアオキ伊賀上野店  
伊賀市久米町字大坪 687 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地	青木 宏憲

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地	青木 宏憲

- 3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4 年 4 月 18 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,338 m<sup>2</sup>

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位置
駐車場	51 台	縦覧による
合 計	51 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位置
駐輪場 1	20 台	縦覧による
駐輪場 2	5 台	縦覧による
合 計	25 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設	24 m <sup>2</sup>	縦覧による
合 計	24 m <sup>2</sup>	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容量	位置
廃棄物保管施設	6.3 m <sup>3</sup>	縦覧による
合 計	6.3 m <sup>3</sup>	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスのアオキ	午前 9 時	午前 0 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午前 0 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位置
駐車場	3 箇所	縦覧による
合計	3 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和 3 年 8 月 17 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 8 月 31 日から令和 4 年 1 月 4 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 557 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により構造計算適合性判定（以下「判定」といいます。）を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を次のとおり変更しましたので、同法第 77 条の 35 の 8 第 4 項の規定により公示します。

令和 3 年 8 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の名称等

- (1) 名称  
一般財団法人愛知県建築住宅センター
- (2) 住所  
愛知県名古屋市中区栄四丁目 3 番 26 号
- (3) 業務区域  
三重県全域

2 変更内容

業務を 行 う 事 所 の 所 在 地		行わせることとした判定の業務
変更前	変更後	
愛知県名古屋市中区栄四丁目 3 番 26 号 愛知県豊橋市駅前大通二丁目 81 番地 愛知県岡崎市上和田町字城前 18 番地 愛知県一宮市富士三丁目 1 番 25 号 愛知県豊田市若宮町一丁目 1 番地	愛知県名古屋市中区栄四丁目 3 番 26 号 愛知県豊橋市駅前大通二丁目 81 番地 愛知県岡崎市上和田町字城前 18 番地 愛知県一宮市富士三丁目 1 番 25 号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（一般財団法人愛知県建築住宅センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 2 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建築物 3 一の判定対象部分の床面積が 5 千平方メートルを超える建築物又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物

3 変更年月日

令和 3 年 9 月 1 日

**選 管 告 示**

三重県選挙管理委員会告示第 55 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 8 月 31 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
老人ホーム (略) (略) 津市一身田平野726-3 憩いの里津ケアホーム <u>津市藤方1529番地</u> <u>サービス付き高齢者向け住宅すまいるはうす</u> <u>藤方</u> (略) (略)	老人ホーム (略) (略) 津市一身田平野726-3 憩いの里津ケアホーム (略) (略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

**公 告**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、漕代土地改良区（松阪市早馬瀬町 86 番地 2）の定款の変更を認可しました。

令和 3 年 8 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

次の特定開発行為に係る対策工事等が完了しましたので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 18 条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 8 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 開発区域  
津市久居元町字東出地内  
面積 902.68 m<sup>2</sup>
- 2 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名  
松阪市豊原町 1043 番地 1  
みえなか農業協同組合 代表理事組合長 前田 孝幸

**特定調達公告**

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 3 年 8 月 31 日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達案件名  
三重県統一校務支援システムサーバ等購入
  - (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - (3) 納入期限  
令和 4 年 1 月 31 日（月）まで
  - (4) 納入場所  
三重県内のデータセンター
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
  - (1) 競争入札参加資格  
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格  
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。  
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。  
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
  - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
  - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
  - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
  - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年9月24日（金）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
  - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局教育総務課教育ICT化推進班 担当 中村  
電話 059-224-3008 ファクシミリ 059-224-2319
  - (2) 契約条項を示す場所  
(1)に同じです。
  - (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
  - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法  
本公告日から令和3年10月11日（月）まで調達システムにより提供します。
  - (5) 入札参加資格確認結果の通知  
令和3年10月1日（金）までに通知します。
  - (6) 入札書提出の日時及び場所  
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年10月11日（月）15時まで  
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 令和3年10月11日（月）15時  
なお、入札書は令和3年10月4日（月）から同月11日（月）15時までの間に到着するように郵送してください。  
送付先  
〒514-0006 三重県津市広明町13番地  
宛 先 三重県庁内郵便局留め  
受取人 三重県教育委員会事務局教育総務課教育ICT化推進班  
案件名 三重県統一校務支援システムサーバ等購入
  - (7) 開札の日時及び場所  
日時 令和3年10月11日（月）15時30分  
場所 三重県津市広明町13番地

## 三重県教育委員会事務局教育総務課

## (8) 入札方法等に関する事項

## ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

## イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りします。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

## エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

## オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 6 その他

## (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

## (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

## (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

#### 7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :  
Purchase of Mie Prefecture Unified School Affairs Support System Server, etc.
- (2) Bid Submission Deadline :  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, October 11, 2021.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, October 4, 2021 and 3:00 P.M. on Monday, October 11, 2021.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Monday, October 11, 2021.
- (4) Managing Authority :  
Education General Affairs Division, Mie Prefectural Board of Education  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL:059-224-3008 FAX:059-224-2319

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---